

2022 年度

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

国 家 予 算 要 望 書

2021 年 4 月 30 日

全国自立援助ホーム協議会

2021年4月30日

厚生労働省 御中

全国自立援助ホーム協議会
会長 田村 崇

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム） 国家予算要望について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、社会において弱い立場の人々が苦境に立たされるなか、社会的養護を必要とする児童・青少年への支援は、いっそう必要性が増しています。私たち自立援助ホームは、就労しながら自立せざるを得ないこれらの児童・青少年への支援を基本としながら、就学・医療・障害等のケア（当協議会の2020年度実態調査によると、発達障害・知的障害のある入居者が多いと回答したホームが66.7%、心理的ケアが必要と答えたホームが81.2%に上ります）にも取り組んできました。国においては、私たちの取り組みに応じた体制整備をしていただいているところです。あらためて感謝申し上げます。

しかしながら、全国自立援助ホーム協議会に加入するホームの約7割は特定非営利活動法人等の小規模事業者であり、入居者に「良好な家庭的環境」のもとで「最善の利益」となる自立支援を行うために、私たちホームが「安定してそこにあり続ける」ことは容易ではありません。そこで、第一種社会福祉事業（施設）である児童養護施設に比して足りず必要な職員配置基準の見直しや事務職員加算、さらには自立援助ホームに適した個別対応職員の配置を希望します。

また、地域にある社会資源を有効活用するうえでも、自立援助ホームはもっと広く活用されるべきです。市町村の子ども・若者支援や社会的養育に係る諸団体とともに、今までの支援の取り組みをさらに充実強化することで、地域共生社会推進の一助となり得ます。若者の自立支援が叫ばれている今日、地域社会のニーズに応えるために自立援助ホームが機能的に維持される抜本的な改革を視野に入れつつ、更なる体制整備と社会的養育の充実を図るため、別添の要望を提出させていただきます。

何卒、寛大なご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

重要事項

◎職員配置基準の見直し

(地域小規模児童養護施設と同様の職員加算)

1. ホームの職員配置・人件費等に関する事項

- 1-1 ホーム長の専任配置もしくは事務職員の配置
- 1-2 心理担当職員の巡回支援の効果的活用とエリア配置基準の認容
- 1-3 自立援助ホームにおける要件に適した個別対応職員の配置

2. ホームの運営に関する事項

- 2-1 暫定定員要件の緩和
- 2-2 措置費（事務費）単価の見直し
- 2-3 自立支援担当職員の配置基準緩和

3. 利用者のケア（生活援助・就労援助）に関する事項

- 3-1 医療費補助の条件緩和、受診券の発行
- 3-2 一般生活費の単価見直し（基本単価、別に定める基準の定義）
- 3-3 冷暖房費の対象緩和
- 3-4 退居者支援事業費の支弁（自立支援強化）

4. 自立援助ホームの制度、要綱に関する事項

- 4-1 市区町村役所における児童自立生活援助事業の活用検討
- 4-2 社会的養護自立支援事業・就学者自立生活援助事業の普及促進
- 4-3 青年期支援としての自立援助ホームの機能検討
(生活困窮者自立支援制度への参画)

1. ホームの職員配置・人件費等に関する事項

1-1 ホーム長の専任配置もしくは事務職員の配置

近年、ホーム運営にかかる事務量は児童養護施設並みになりました。自立援助ホームは児童養護施設のように事務職員がおらず、入居者への支援と兼務で行っています。しかしながら、入居者や退居者への支援に時間が費やされ、ホーム長や指導員が事務職を兼ねて業務を遂行するには限界があります。措置費請求、自治体補助金請求、各種自治体届け、給与計算、金融機関、社会保険事務所、税務署など事務経理庶務など多岐に渡る業務を行う時間を捻出するために、事務職員の配置を希望します。あるいは、ホーム長が管理者として事務職を兼務する場合に、職員配置に加えて「ホーム長」を専任としていただきたい。

1-2 心理担当職員の巡回支援の効果的活用とエリア配置基準の認容

自立援助ホームでは、諸般の事情で児童養護施設等に入居出来ず、長らく虐待等不適切な環境下で生き抜き、心に深く傷を負った状態の児童が入居に至ることがあります。被虐待体験は全入居者の71.6%（平成30年厚労省家庭福祉課調べ）ですが、入居後の本人のエピソードにて「家庭で虐待を受けていた」と発覚する場合も多く、実際の割合はさらに上回る数字であると予想されます。

このたび、児童養護施設の心理療法担当職員が自立援助ホームに巡回支援する枠組みが整備されましたが、それぞれの地域で実施されるには時間を要します。これまで、自立援助ホームに心理担当職員を非常勤（年106万円）配置できるようになったものの、実際活用出来ているホーム数は少数です。これは心理職を雇用する際、この費用では現実的に雇用することが厳しいためです。地域共生社会の推進という観点から、巡回支援への期待は大ですが、立地的に支援を受けにくいホームの存在も看過できません。

物理的・立地的に児童養護施設による心理担当職員の巡回支援が困難な場合は、拠点となる自立援助ホームが代わって巡回支援を行うことを認めてください。また、従来の心理職の非常勤配置を近隣の複数のホームで共有する「エリア配置」による支弁が運用上可能であること明示してください。

1-3 自立援助ホームにおける要件に適した個別対応職員の配置

自立援助ホームは、本人が望むと望まざるとにかかわらず就労して自立を目指さざるを得ない児童等を受け入れていますが、児童福祉施設同様、被虐待体験や愛着障害、発達障害等の課題をかかえ人間関係を円滑に結べない入居者が増えており、個別の援助がますます重要になっています。他者との関係を再び良好にするために、個別の面談や生活場面での1対1の対応によって個別的なケアを実施し、入居者の健全な育成を図るため、自立援助ホームにおいても個別対応職員の配置を希望します。

2. ホームの運営に関する事項

2-1 暫定定員要件の緩和

2009年度に措置費制度に編入されて以降、現在まで変わらず課題となっています。

暫定定員は、良好な家庭的支援を担保するうえでは有用な制度であることは認めますが、定員数が多い児童養護施設とは違い、小規模定員のホームにとっては、存続を揺るがしかねない大きな問題です。この10年で自立援助ホームは大幅に増え、地域の自立支援の状況は大きく変わっていますが、暫定定員となる要件はあまり変わっていません。毎年一定程度のホームが暫定定員を設定（2021年度1月時点の暫定定員ホーム数：30ホーム、構成比約15%）され、苦しい経営を余儀なくされています。

例えば、約7割の入居率があるにもかかわらず、自立援助ホームの特性上、短期間での入退居や入居予約の部屋確保、退居後のやり直し(定員外)受入、小規模ゆえの入居者ミスマッチング等、さまざまな現員数の不安定さがあり、暫定定員になれば職員を雇い続ける事も難しく、人材不足でホームの閉鎖もあり得ます。

年々増加する自立援助ホームですが、地域別では需給ギャップもみられ、都道府県推進計画等で適正なホーム数を算定し適切な自立支援が行われるような枠組み構築も必要です。それまでは、自立援助ホームの定員を考慮して、暫定計算上の係数を引き上げる、定員数に対して半数の現員（例えば6名定員に対し3名以上の現員）を満たすとか、新規開設から3年間の定員払い保持や暫定定員を超えて入居があった場合は即時に定員払いに戻すなどの柔軟な取り扱いで、入居者にとってホームが「心の実家」として存続し続けるような緩和要件を希望します。

2-2 措置費（事務費）単価の見直し

自立援助ホームの措置費（事務費）単価は6名定員に対し192,690円（地域区分：その他）ですが、地域小規模児童養護施設では212,710円、施設比較になると定員26～30名で児童養護施設は211,490円、児童自立支援施設(定員30人まで)では248,660円、児童心理治療施設(定員26～30人)では314,370円となります。

入居児童の変動が少ないファミリーホームと比べて入退居も多く重篤な被虐待児や障害、複合的課題を抱えた利用者に専門的な支援を要する自立援助ホームの単価は適切でしょうか。また、措置費（事務費）の管理費について運営に必要な備品の整備や修繕等も加えて検討する必要もあります。地域小規模児童養護施設と比較して措置費単価増額の再検討を希望します。

2-3 自立支援担当職員の配置基準緩和

自立援助ホームは、児童養護施設に比べ定員が少なく、開設5年未満のホームが50.5%（2021年3月末当協議会調べ）もあり、自立支援担当職員加算の要件を満たさないホームも多数予想されます。とはいえ、退居者への支援が必要ないのではなく、あくまで児童養護施設並みの条件を満たさないだけです。運営主体も定員も小規模な自立援助ホームの実態に即した要件となるよう配置基準の緩和を要望します。

3. 利用者のケア（生活援助・就労援助）に関する事項

3-1 医療費補助の条件緩和、受診券の発行

自立援助ホームにおける医療費補助は、入居から就労に就くまでの補助ですが、入居する利用者は年々「医療的ケア」が必要で重篤なケースも増えてきており、支援の対応に苦慮しています。入居後就労し始めても女子の婦人科通院や慢性的な医療的ケア等が必要となり、自らの給料や貯蓄では医療費が支払えない入居者も数多くいます。また、新型コロナウイルスの影響により就業継続が困難になった場合は緩和していただきましたが、愛着障害や発達障害に起因する生きづらさの所為で就業が持続せず、給与の減収または無収入となって生活費の負担が困難となる入居者もいます。

そこで、医療費の取り扱いについても、一般生活費の別に定める基準に該当する場合は対象とするよう支弁基準を緩和していただくか、必要に応じて受診券の発行を希望します。

3-2 一般生活費の単価見直し（基本単価、別に定める基準の定義）

このほど、自立援助ホームにおける一般生活費について、別に定める基準に18歳未満の高校生も含まれることとなりました。しかしながら、「障害等を有しており、就労等が困難で収入がない児童等」という定義では、必要な支援が届いていないという実情があります。障害認定に至らないグレーゾーンの就労困難者等が、就労したり解雇されたりを繰り返し居室に引きこもったりしながら、それでも就労すべく努めホームで暮らしている実情に鑑み、就労等が困難で低収入の児童についても対象となるよう検討をお願いします。

また就労児童の一般生活費は11,310円ですが、別基準に該当する就学者等の単価が51,870円であり、その場合にホームの利用料（全国平均30,000円）を徴求しないこととの差額を勘案しても、約10,000円は増額の余地があると思料します。入居者の健康で文化的な生活を保障するためにも、一般生活費の基本単価の見直しを希望します。

3-3 冷暖房費の対象緩和

令和元年度には自立援助ホームにも冷暖房費が加算されるようになりました。しかし対象者は「障害等を有しており、就労等が困難で収入がない児童等や児童養護施設等に入所できない高校生であって就労等による収入がない児童等」とそれ以外の者で単価が違います。とはいえ、ホームの冷暖房費に利用する者の収入や就学状況の差異がある訳でなく、入居者全員がその恩恵に与っているのですからA類B類と差をつけるのは適当ではないと考えます。別基準の撤廃を希望します。

3-4 退居者支援事業費の支弁（自立支援強化）

前年度より自立支援担当職員の配置が社会的養護関係施設に適用になった事は大変有難く自立支援施策における歴史的な前進と言えます。退居者支援の重要性が明確になった現在、実際の支援には、担当職員の事務費のみならず、退居者支援に係る事業費（退居者面

会支援交流費等)や対外関係調整に係る費用が必要になります。自立援助ホームは特に社会内支援として、関係機関との調整に時間や費用を費やし、退居者の地域生活支援に力を入れております。自立支援の強化として対外関係調整に係る事業費の支弁を希望します。

4. 自立援助ホームの制度、要綱に関する事項

4-1 市区町村役所における児童自立生活援助事業の活用検討

令和3年度に児童虐待防止対策の強化を図るため児童福祉法の改正が検討されると伺っております。児童自立生活援助事業の実施主体を「都道府県政令指定都市等」とする枠組みは変わらずとも、地域にニーズがあれば市区町村が都道府県等との連携のもと直接入居を委託できる仕組みを作れないものでしょうか。都道府県等の委託措置権限(一時保護、福祉司や心理司の支援体制等)、措置費の割愛等の課題はありますが、令和2年度の主管課長会議における周知だけでは市区町村への浸透は一過性のものとなり、児童自立生活援助事業を必要とする児童の許に届かないことを危惧します。

4-2 社会的養護自立支援事業・就学者自立生活援助事業の普及促進

社会的養護の趣旨に鑑み、自立のための支援が原則22歳に達する年度の末日まで引き続き受けられるようになりました。これまで児童養護施設等では、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、積極的に措置延長を行うこととされていますが、18歳を過ぎて児童養護施設等を退所し、20歳を超えて自立するうえで困難に陥った場合でも、社会的養護自立支援事業の対象となることを確認させてください。

また、社会的養護自立支援事業および就学者自立生活援助事業は、実施にあたって地域間に格差のあることから、都道府県市にあらためて自立支援の必要性を周知されるよう通知の発出等の検討をお願いします。

4-3 青年期支援としての自立援助ホームの機能検討

(生活困窮者自立支援制度への参画)

被虐待体験がある社会的養護児童は必ずしも22歳までに回復し社会的自立を果たすとは限りません。しかし、社会的養護児童が成人し大人の制度を活用するにしても法制度や社会資源は限られています。代表的な生活困窮者自立支援制度における「一時生活支援事業」は主にホームレス支援団体が参画しており、生活保護受給者と混在した生活空間において、青年期の自立支援を行うことは適切とは言い難いです。自立援助ホームにおける就労支援のノウハウを活かし、一時生活支援事業に自立援助ホームが参画し、20代の青年期支援を行うことの是非について前向きに検討いただきたいです。